

ミャンマー相続法と妻の相続権

著者	Thwin Pa Pa
号	10
学位授与番号	65
URL	http://hdl.handle.net/10097/38029

トゥイン パ パ
Thwin Pa Pa

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 博第65号
学位授与年月日 平成18年9月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科(博士後期3年の課程)
トランスナショナル法政策専攻
学位論文題目 ミャンマー相続法と妻の相続権
論文審査委員 (主査)
教授 水野 紀子 教授 河上 正二

論文内容の要旨

本論文は、仏教、ヒンドゥ教、イスラム教、キリスト教という4つの宗教ごとに異なる属人法的家族法・相続法の体系をもっている複雑なミャンマー家族法について、多様な各宗教法とその相互関係を整理・分析し、その諸問題や将来の改革の方向性について考察するものである。序章で本論文の目的と方法について概説したのち、第1章では、ミャンマーの法制度を概観する。ミャンマーでは、イギリス植民地時代に近代法体系が移植された。イギリス領インドの一州として位置づけられたことから、イギリス判例法を成文化した英語の「インド法典」が「ビルマ法典」としてミャンマーの制定法体系となった。独立前のミャンマーは、「ビルマ法典」を中心に英語を軸として展開する法システムと、イギリス統治以前の王国時代から引き継がれた「ダマタツ」などの慣習法の二重構造を呈していた。独立後、社会主義時代にイギリス植民地方に代替する独自法規が乱造された結果、ビルマ法典と体系的に乖離した行政法規中心の法形成となり、ビルマ法典はその一部が生き残るにすぎない。その生きている部分のうちに、ビルマ法典11巻に組み込まれている、ヒンドゥ教徒の婚姻・相続法及びキリスト教徒の婚姻・相続法が含まれる。1860年以降のビルマ法典の移植につれて実定法が慣習法に優位する理解が定着したが、ミャンマー法では伝統的に慣習が重視されており、とりわけ家族法領域ではそれが顕著である。判例はあくまでも慣習の発見としての役割にとどまり、慣習が変われば判例も変更するとされる。

第2章は、ミャンマー国民の多数派を占める仏教徒の相続法について、その歴史や内容を詳しく解説する。約1000年前にまとめられた慣習法は「ダマタツ」とよばれ、本章

はこれについて詳述する。現在の仏教徒法は、この「ダマタツ」、現代の仏教徒の慣習、最高裁判所の判決を法源とする。婚姻法は、事実婚主義・一夫多妻制をとり、相続法は遺言を認めず、複雑な法定相続制度をとる。法的な妻と認められる第二夫人と妾との地位の差の解説など、比較法的観点からも興味深い。妻の相続権という本論文の主たる関心からは、配偶者だけが常に相続人となる点が、仏教徒の相続法の顕著な特徴である。生存配偶者の再婚によって子の相続がなされる。

第3章は、ミャンマー人口の4%を占めるイスラム教徒の相続法について解説する。ミャンマーのイスラム相続法は、原則としてソンニ派ハナフィの教義のものである。イスラム相続法は、コーランに基づいて体系化されたものであるが、前イスラム社会では男系相続性をとっていたところへ女系相続を盛り込んだ部分的な制度改革をつぎはぎ的に行ったため、相続人及び相続分に関する原則は極めて複雑である。著者はファラーイド相続人に含まれる相続人の相続分算定を表にあらわすなどの試みをしてその解説をしている。男性は女性の2倍の相続権をもっており、被相続人は相続財産の3分の1まで遺贈の自由をもつ。

第4章は、ヒンドゥ教徒の相続法について、複雑なその姿を概説する。ヒンドゥ社会は合有家族として財産を所有する。中国のかつての宗族制度にも似た家族制度をとるこの形態は、共同耕作を母型とした生活の原理からもたらされるものであろうか。家産には、4世代の男系男性の直系血族が生得の合有権を取得する。女性は財産の使用収益権はもつが、完全な権利者とはならない。インドのヒンドゥ相続法は、1956年に女性にも完全な所有権を与えたが、ミャンマーは1947年に独立したため、その改正以前のヒンドゥ相続法がいまだに生きていることになる。

第5章は、キリスト教徒の相続法について概観する。その内容はヴィクトリア期のイングランド法であり、130年ほど前の古い姿の相続法であって、完全な遺言自由主義を採っている。イギリス本国では1938年相続（家族扶養）法で遺言の自由に制限を加えて遺留分権に類似する効果を被扶養者に認めているが、ミャンマーのキリスト教徒相続法は、完全な遺言の自由が認められていた1925年時点のものである。また無遺言相続法においても、イギリス本国法は生存配偶者の権利を増大する立法を数回行っているが、それらの改正も反映されていない。本章では無遺言相続について中心的に叙述し、父系、母系による差別がないなどの点を特色として述べる。

第6章は、各宗教の離婚法における妻の財産的な権利について、横断的に概観する。キリスト教徒法は、特別財産の別産制をとり、離婚後扶助料を認めるなど、妻の保護に手厚いが、ヒンドゥ教徒法は離婚を許していない。ヒンドゥ教徒法では、一夫多妻制のまま、「火の前での神聖な祈願とサプタバディー（七歩の式）」によって挙行される二つの靈魂の精神的結合として、妻は婚姻にしばられて財産的権利を認められない。この両極端の宗教法の間位置する、イスラム教徒の離婚法、仏教徒法の離婚法についても概略が示される。

第7章は、これまで述べてきた各宗教法間の抵触にあてられている。仏教徒女性の法的な地位を保護する1954年仏教徒婦人特別婚姻および相続法が、宗教法の抵触について定める。しかし抵触問題はほとんど解決されておらず、安定した適用体系とはほど遠い状況である。異なる宗教法によって規定される者が婚姻を望むときには、1955年の特別婚姻法を利用することが可能であり、その法に基づいて挙行せられた婚姻は、何らかの点で当事者の属人法に反しているときでも有効とみなされる。無宗教者の婚姻も同法に拠ることになる。しかし特別婚姻法は、異教徒間の婚姻が有効であるためには必ずこの法律に従って挙行されなければならないというものではなく、その意味では強制的なものではない。この法律によらずになされた異教徒間の婚姻は、それぞれの属人法が態度を決定する。たとえばヒンドゥ教徒法はヒンドゥ教徒以外との婚姻を許さず、イスラム法はイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との婚姻を許さないが、仏教徒やキリスト教徒の法は異教徒の婚姻を許している。

前述した1954年仏教徒特別婚姻および相続法は、仏教徒の女性を救済するために非仏教徒の夫は属人法の適用の利益を失うことを主としている。仏教徒の男性と結婚した異教徒の女性の婚姻については、立法されていない。この1954年法の適用の結果、キリスト教徒の妻をもつキリスト教徒の男性と、仏教徒の女性とも継続的生活を営んでいた場合に、仏教徒の女性との関係が夫婦関係と認められると、仏教徒の妻にも配偶者相続権が認められる。つまりキリスト教徒の妻の相続権は侵害されることになる(1971年ドゥチチ対マリーヴェン事件)。

終章はこのようなミャンマー法の現状に対して、改革の方向が提案される。選択肢としては、①それぞれの宗教ごとの法の自主性を守りつつ、抵触法を整備し、最低限の女性の保護を国家法で強制する秩序を形成する方針、②法を宗教と分離し、統一法典として最良の成文法を立法する方針をあげ、イスラム法という政教一致の宗教法を考えると、②の選択肢は当分現実的ではないとして、①を現実的な改革の方向性とする。

論文審査結果の要旨

ミャンマー家族法の全体像を描いた点に、本論文の第一の意義があるであろう。ミャンマー法については、古い慣習法や現代法の一部を断片的に紹介する業績はあるものの、その多様で複雑な全体像を詳しく紹介する邦語文献はなく、本論文の研究は、家族法領域についてはあるが、特異なミャンマー法の全体像を描き出すことに成功している。著者の本国法の紹介ではあるとしても、本国の法学の蓄積は非常に限られていて、その複雑な全体像をまとめて叙述する法学文献もないようであり、著者はそれぞれの宗教法の原典にあたって内容を理解し、それを日本民法の用語に置き換えて紹介することになみなみならぬ苦心をしている。その苦心は、単なる言葉の問題だけではなく、家族法・相続法を内容的

に深く理解するとともに、その特徴と限界を認識できる批判的視点をもたねば、このような概説はできない点にあった。宗教的なミャンマー社会においては当然とされる宗教ごとの属人法体系、閉鎖的な農村社会を前提として発想されるために責任財産や取引法の視座のない相続法体系を、著者は留学の成果として獲得した近代相続法の視点から、改めて理解し直して分析している。その成果は、日本の法学にとっても、家産意識の原初的な姿を思わせるなど、比較法的に非常に興味深いものとなっており、示唆に富む。

著者が本論文を執筆した動機としては、一夫多妻制度が現行法として行われている母国の女性の法的地位に対して問題意識を持ち、平等を求める正義感であったと思われる。その問題意識は、本論文の主要部分では客観的な叙述のかけに沈潜するが、最後の改革の方針においては、男女平等な家族法をいかに実現するかという方向性において表出する。しかし同時に現実的な方針としては、統一法ではなく宗教法を尊重する慎重な姿勢をとる。たしかに本論文が結論として提案する方針は、文字通り概括的な方針に過ぎず、その抵触法的解決にしても具体的な提案はない。したがって本論文が未解決に残し、取り組むべき課題は大きく、今後の発展が望まれる。しかし、本国の議論では、改革の方向として提案されるのが、多数派である仏教徒法を統一法典とする説のみであるという現状にあることを考えると、著者が独力でここまで大局的な視点を持ちえたことを評価すべきであろう。著者が今後、本国の法学に大きな寄与を成すことは疑いのないところである。以上により、本論文を博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。